

# 商品概要説明書

記念品付定期積金 < 定額式 >

(平成23年4月1日現在)

1. 商品名	・記念品付定期積金 < 定額式 >
2. 販売対象	・個人及び法人(団体を含む)
3. 期間	・定型方式 3年以上7年以下(ちょきんぎょコースは2年以上7年以下) ・期日指定方式 3年以上7年以内(ちょきんぎょコースは2年以上7年以内)
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割払込みいただきます。 ・掛込周期は1か月・2か月・3か月・6か月のいずれか。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・1回あたり1,000円以上 給付契約額1,000,000円以上 (ちょきんぎょコースは給付契約額360,000円以上) ・1円単位
5. 払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算。 ・個人のお客様は20%(国税15%, 地方税5%)の分離課税, 法人のお客様は総合課税となります。 ・金利(年利回り)は店頭のコピーボードに表示しています。
7. 手数料	-
8. 付加できる特約事項	・個人のお客様は総合口座の担保に組み入れられます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.500%を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1)初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2)初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60% 〔ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。〕
10. 貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息, 要求払い, 決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ, 元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>1.1. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支所または金融共済部金融業務課（電話：079-421-3738）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、兵庫県農業協同組合中央会が設置・運営する兵庫県JAバンク相談所（電話：078-333-6670）でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部金融業務課または兵庫県JAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、新潟県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、広島弁護士会、愛媛弁護士会、福岡県弁護士会（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JA金融共済部金融業務課または兵庫県JAバンク相談所にお問い合わせください。） 仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、総合紛争解決センター（大阪府）、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記兵庫県JAバンク相談所にお申し出ください。）</li> </ul>
<p>1.2. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。又は契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。</li> <li>・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA加古川南

# 商品概要説明書

記念品付定期積金＜目標式＞

(平成23年4月1日現在)

1. 商品名	・記念品付定期積金＜目標式＞
2. 販売対象	・個人及び法人（団体を含む）
3. 期間	・定型方式 3年以上7年以下（ちょきんぎょコースは2年以上7年以下） ・期日指定方式 3年以上7年以内（ちょきんぎょコースは2年以上7年以内）
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。（初回で掛金を調整） ・掛込周期は1か月・2か月・3か月・6か月のいずれか。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・1回あたり1,000円以上 給付契約額1,000,000円以上 （ちょきんぎょコースは給付契約額360,000円以上） ・1円単位
5. 払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算をします。 ・個人のお客様は20%（国税15%，地方税5%）の分離課税，法人のお客様は総合課税となります。 ・金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。
7. 手数料	-
8. 付加できる特約事項	・個人のお客様は総合口座の担保に組み入れることができます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.500%を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 （1）初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 （2）初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定年利回り×60% 〔ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。〕
10. 貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息，要求払い，決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>1 1 . 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支所または金融共済部金融業務課（電話：079-421-3738）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、兵庫県農業協同組合中央会が設置・運営する兵庫県JAバンク相談所（電話：078-333-6670）でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部金融業務課または兵庫県JAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、新潟県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、広島弁護士会、愛媛弁護士会、福岡県弁護士会（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JA金融共済部金融業務課または兵庫県JAバンク相談所にお問い合わせください。） 仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、総合紛争解決センター（大阪府）、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記兵庫県JAバンク相談所にお申し出ください。）</li> </ul>
<p>1 2 . その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。又は契約時の約定年利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。</li> <li>・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA加古川南

# 商品概要説明書

記念品付定期積金＜逓増式＞

(平成23年4月1日現在)

1. 商品名	・記念品付定期積金＜逓増式＞
2. 販売対象	・個人及び法人（団体を含む）
3. 期間	・3年以上5年以下（ちょきんぎょコースは2年以上5年以下）
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割払込みいただきます。（契約期間中、年単位で掛金を増額可能） ・掛込周期は1か月・2か月・3か月・6か月のいずれかとします。 ・1回あたり1,000円以上 給付契約額1,000,000円以上（ちょきんぎょコースは給付契約額360,000円以上） ・1円単位
5. 払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算をします。 ・個人のお客様は20%（国税15%，地方税5%）の分離課税，法人のお客様は総合課税となります。 ・金利（年利回り）は店頭のコピーボードに表示しています。
7. 手数料	-
8. 付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座の担保に組み入れることができます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.500%を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 （1）初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 （2）初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60% 〔ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。〕
10. 貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息，要求払い，決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>1 1 . 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支所または金融共済部金融業務課（電話：079-421-3738）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、兵庫県農業協同組合中央会が設置・運営する兵庫県JAバンク相談所（電話：078-333-6670）でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部金融業務課または兵庫県JAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、新潟県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、広島弁護士会、愛媛弁護士会、福岡県弁護士会（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JA金融共済部金融業務課または兵庫県JAバンク相談所にお問い合わせください。） 仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、総合紛争解決センター（大阪府）、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記兵庫県JAバンク相談所にお申し出ください。）</li> </ul>
<p>1 2 . その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。又は契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。</li> <li>・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA加古川南

## 商品概要説明書

記念品付定期積金 < 満期分散式 >

(平成23年4月1日現在)

1. 商品名	・記念品付定期積金 < 満期分散式 >
2. 販売対象	・個人及び法人(団体を含む)
3. 期間	・3年以上7年以下(ちょきんぎょコースは2年以上7年以下)
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約期間内で掛金を分割払込みいただきます。(満期到来済の各年の掛金を最終年の掛金として積立可能)</li> <li>・掛込周期は1か月・2か月・3か月・6か月のいずれか。</li> <li>・1回あたり1,000円以上 給付契約額1,000,000円以上 (ちょきんぎょコースは給付契約額360,000円以上)</li> <li>・1円単位</li> </ul>
5. 払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、各個別口ごとの満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金  (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。</li> <li>・各個別ごとの満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算。</li> <li>・個人のお客様は20%(国税15%, 地方税5%)の分離課税, 法人のお客様は総合課税となります。</li> <li>・金利(約定利回り)は店頭のコピーボードに表示しています。</li> </ul>
7. 手数料	-
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のお客様は総合口座の担保に組み入れできます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.500%を上乗せした利率)</li> <li>・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。</li> </ul>
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。</li> <li style="padding-left: 20px;">(1) 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率</li> <li style="padding-left: 20px;">(2) 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%</li> </ul> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <span style="font-size: 2em;">{</span> ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。         </div>
10. 貯金保険制度(公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息, 要求払い, 決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ, 元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>

<p>1 1 . 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支所または金融共済部金融業務課（電話：079-421-3738）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、兵庫県農業協同組合中央会が設置・運営する兵庫県JAバンク相談所（電話：078-333-6670）でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部金融業務課または兵庫県JAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、新潟県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、広島弁護士会、愛媛弁護士会、福岡県弁護士会（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JA金融共済部金融業務課または兵庫県JAバンク相談所にお問い合わせください。） 仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、総合紛争解決センター（大阪府）、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記兵庫県JAバンク相談所にお申し出ください。）</li> </ul>
<p>1 2 . その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。又は契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。</li> <li>・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA加古川南